

申請者各位

平成 30 年 4 月 19 日

フラット 35（中古住宅）の電子申請について

株式会社 技 研
住 宅 部

フラット 35（中古住宅）の申請において、電子申請を導入することとしました。当社へ来訪せずに、メールのみで申請を行うことができますので、ご利用下さい。

1. 申請データについて

- ・申請データは PDF 形式で作成し、一つのファイルにまとめて下さい。
- ・ファイルの名称は申請書第二面「地名地番」もしくは「建物又は団地の名称」で作成して下さい。
- ・データの PDF 化について以下の内容に注意して下さい。
 - ① 申請書の PDF 化は、できるかぎり PC から直接変換して下さい。
 - ② 紙媒体を PDF 化する場合、データ上で表示される向きを申請書と一致させてください。A3 と A4 が混在する場合は特に注意して下さい。
- ・データの順番は以下の通りとして下さい。

① 中古住宅適合証明申請書	申請者の押印が必要です
② 中古住宅適合証明申請書類チェックリスト	
③ 土地・建物の登記事項証明書の写し	法務局登記官の押印があるもの (インターネット上の登記情報提供サービスによるものは不可)
④ 附近見取図	現場検査時の案内図となるもの
⑤ 間取りが確認できる資料	パンフレットや竣工図の写し、等
⑥ 長期修繕計画の写し	共同住宅の場合に必要です
⑦ 管理規約の写し	共同住宅の場合に必要です

2. お申込みについて

申請データをご準備できましたら、メールアドレス (kakunin@giken-kk.com) 宛てに PDF データを送信して下さい。

お送りいただいたデータに不足、不備があった場合には、メールか電話にてお知らせします。

3. 現場検査について

お申込みが完了いたしましたら、現場検査のご予約をお取りいただけます。

予約可能日は最短で受付日より 3 営業日以降です。

現場検査には申請者様もしくは代理者様のお立会いが必要です。

4. 手数料のお支払いについて

適合証明手数料ならびに振込先はメールにてご連絡させていただきます。

検査前日までに必ず手数料のお振込みをお願い致します。

お振込みが確認できない場合、検査にお伺いできないこともございますので予めご了承ください。

5. 適合証明書のお受け取りについて

現場検査が合格となりましたら、翌営業日夕方以降に適合証明書を交付いたします。

適合証明書は、窓口もしくはご郵送でのお受け取りが可能です。

交付が完了いたしましたらお電話にてご連絡させていただきますので、ご希望の受取方法をお申し出ください。

6. その他注意事項

- ・申請住宅の床面積は一戸建ての住宅で 70 m²以上、共同建ての住宅で 30 m²以上必要です。
- ・コンクリートに鉄筋の露出がないようにして下さい。
- ・フラット 35S 中古タイプ基準 (金利 B プラン) の手すり設置を選択する場合は、現地調査時に浴室手すりが必要です。
- ・現場検査の結果、基準に満たず適合証明書を交付できない場合でも、手数料の返金はありません。